清兵衛を始め諸〻の事を云ふて遂に遂に遂に

国家仕ふる平生の遠慮のこゝろもて絹の大事なるを用ふる
勿れ公家の御制法是国家の為なり家中の諸人も不完恨ハ
仕方変りたるも法検約ともう者第一節とも言ハ
婦新所なりて汝ども也我ハ昔の風俗をおもふ事なる
自分小人検約と称して人の人をもてるて孫子出来たる
物を科理さしたるもう思ひて恰ハ主手にて芸歌もう
接続婦女の上意ありとはこゝて人の人ふ所をとゝ仕ふる
絹を着ることゝ思ひ也我ハ知りてもうる事ハ家中の者ふ
安堪ふ行へといえるものゝ人の生涯一枚きるふう数
多ともうさると有ものゝ中ハ法度の多きあ
しきゝ事なるの中ゝて百姓ゝ百の中ゝて十ゝ一を出して貯蓄なる

事を法度をよこすり新ふる法度を出しあるハ家中を始めて
なるものゝ人ゝのもうふさ祝の加減をもて人の人ふ有ふる程ふ
法度を云有ものつゝ勧ふるよりし家中一和して国の事をきう
今附の上様人の中ゝ云て今度仕ふ法度を出しして
国中ふ後絹と言ふ人ゝて新て仕ふ時ふ法度を出しして
仕ゝて出ふる諸士を意ゝ家ふ多ふ本絹布子用感数多出して
家老出ふ人を始布子の用感を始ふ人ゝ日ゝて家ふ昔我親
洒ふ今ハ日後甲冑を見ふ所ふ見ふ世を法人為也
本絹布子と見ふ人ゝ家老を始家中の侍本絹衣裳と見ふて
部屋ふ仕ふ時ふ遊ゝて遠ひ小出仕ふ衣を脱ゝ衣裳を脱ふ

世ゝ[illegible]の[illegible]の[illegible]の衣裳を[illegible]て[illegible]
少[illegible]とり[illegible]
法[illegible]して止ぬ[illegible]の[illegible]に[illegible]
[illegible]
[illegible]年の[illegible]の例[illegible]
[illegible]
[illegible]

289.1

弘化二丙午年菊月

宮写